

〇下流増負担金の会計整理について

昭和二十八年三月二十七日昭和二十八年六月三十一日

電力会社

電業関係通達等

電業関係通達第六の二または特定多目的ダム法第九の規定による下流増負担金の会計整理について、左記のとおり定められたこと、今後これにより取り扱われること、

なお、参考として国税庁取扱い通達(別紙)を送付する。

記

一、会計処理の準則

固定資産についての会計整理は、支払うこととなり、または受け取ることとなる下流増負担金の金額の総額につき、その負担すべきことまたは、その収入すべきことが確定した日においてこれを行う。

ただし償却の期間については下流増負担金の取扱について(昭和二十八年二月六日付直轄(送)十四例)と、各電業関係通達(別紙)と(以下「取扱」という)の二の二の規定によるものとする。

二、下流増負担金の支払の整理

(1) 下流増負担金の整理

支払うこととなる下流増負担金については電業会計規則(昭和二十九年四月一日付通商産業省令第十三号)以下「規則」という。規則第二の(一)「固定資産(科目)I」電気事業固定資産「水力発電設備」(送)「包」発電所「理」無形固定資産に「下流増負担金の目」を取り整理する。

(2) 支払利息の整理

「取扱」第一の三による支払利息については、規則別表第一の(二)「電気事業財務費用」

科目「支払利息」(送)「本(何)支店(理)雑利息」に整理する。

三、下流増負担金受取側の整理

(1) 下流増負担金の整理

受け取ることとなる下流増負担金は、規則別表第二の(一)「固定資産(科目)I」電気事業固定資産「水力発電設備」(送)「包」発電所」に「下流増負担金(貸方)の目」を取り整理する。項または、目または、目または別に整理する。

ただし、償却中にその受取ることとなる金額の総額につき、その収入すべきことが確定した場合は、規則別表第二の(一)「固定資産(科目)IV」固定資産(科目)IV」建設活動中に「下流増負担金(貸方)の目」を取り整理する。

なお、これにより整理した「下流増負担金(貸方)」のうち、金額収支未済分については、建設中利息の計算の対象とするものとする。

(2) 受取利息の整理

「取扱」第二の六による受取利息については、規則別表第一の(十六)「電気事業財務収益」科目「受取利息」(送)「本(何)支店(理)雑利息」に整理する。

(3) 除却物品に關する整理

「下流増負担金(貸方)」に対応する設備が除却された場合は、規則第十九条の工事負担金の取扱を適用する。

四、長期分利等の取扱

下流増負担金を分利等の方法により分割して決済する場合の下流増負担金の相手科目は次による。

(1) 支払「規則」別表第一の(四)「固定負債」科目「雑借入金」(送)「本(何)支店」

(2) 受取「規則」別表第一の(二)「投資および現金」(送)「長期投資」(送)「本(何)支店」

「送)「雑借入金」に区分して整理する。

五、償却の年数は四十年とする。

一、会計及び財務、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則、電力会社が財団法人電力中央研究所に対し支出する金額の取扱について、下流増負担金の会計整理について

別紙 下流増負担金の取扱について

昭和二十八年二月六日(直轄(送)十四例(規))

国税庁長官

国税庁長官 木村 秀弘

記のことに従って左記のとおり定められたこと、今後これにより取り扱われること、

(電) 電気事業を営む法人または電業関係株式会社は、その有する発電所の志流にダム等が建設されることにより、発電所の利用率が増加して著しく利益を受ける場合には、電業関係通達(昭和二十八年六月三十一日付直轄(送)十三号)または特定多目的ダム法(昭和二十五年法律第三十五号)の規定によりそのダム等の建設等の一部を負担するが、その負担した金額の償却に關する取扱を定めなければならない。

第一 下流増負担金支払った法人の取扱

(下流増負担金の償却方法)

電気事業を営む法人または電業関係株式会社(以下「電気事業者」という)が支払う次に掲げる総額(以下「規則」という)第二十一条の八第二項に規定する経費額としその償却の期間となる期間は四十年とする。

(一) 他の電気事業者等のダム、水路もしくは貯水池またはこれらの附属設備(以下「ダム等」という)の設備または改良に關する工事により著しく利益を受けることとなるため、電業関係通達第六の二の規定により、当該ダム等の設備または改良に關する工事の一部を負担した場合のその負担した金額

(二) 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受けること

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

電業関係通達等

となるため、特定多目的ダム法第九の規定により、当該多目的ダムの建設に關する費用の一部を負担した場合にはその負担した金額

二、下流増負担金の償却の開始の日はその支払うこととなる金額の総額につき、その負担すべきことが確定した日その負担の期限となつたダム等、または多目的ダムの使用開始の日とのいずれか遅い日とする。

三、下流増負担金を分利等の方法により分割して支払うこととなる場合には、各事業年度において支払う下流増負担金の額とその利息に相當する部分の金額とが相手方との契約書等において明確に区分されてお

り、かつ当該利息の額のうち各事業年度中に経過した期間に對する金額を計算することができるものであるときは、当該支払利息に相當する金額は経費用の金額に含め、各事業年度中に経過した期間に對する金額を当該事業年度の損金に算入することができる。

四、電業事業者が、この通達の日付の前日に支払うべきことが確定した下流増負担金については、次により取り扱う。

(一) 当該下流増負担金の金額が固定資産の帳簿額または仮払金等として整理されているときはこの通達の日付の日を含む事業年度において、当該整理されている金額を経費用として分別整理するように指導する。

(二) 当該下流増負担金にかかる帳簿額として現に整理されている金額(以下「分別整理した金額」という)が、当該下流増負担金につき当初からこの通達に定められた償却率により償却していただいたものと仮定した場合の帳簿額に相當する金額と異なるときはその異なる部分の金額については、この通達の日付の日を含む事業年度において、次により整理する。

分別整理されている金額が当該未償却期間に相當する金額を超過しているときは、当該超過する金額は、当該未償却期間の四に相當する償却不足額とする。

五、電業事業者が下流増負担金を収入することとなる場合には、その収入することとなる下流増負担金の総額につき、その収入すべきことが確定した日を含む事業年度において、規則第十二条の規定の適用があるため、この場合において、当該電業事業者が、設置または改良したダム等(土地を含む)以下同じ)を構成する個別の資産に對する下流増負担金の収入金額はそれぞれ次に掲げる算式によつて計算した金額による。

算式

収入する下流増負担金の総額 × 個別の資産の取除率 / ダム等の取除率の平均値

する金額を超過しているときは、当該超過する金額は、当該未償却期間の四に相當する償却不足額とする。

六、電業事業者が下流増負担金を年賦分等により収入することとなる場合は、当該収入する金額のうち利息に相當する部分の金額については、各事業年度中に経過した期間に對する金額を当該事業年度の益金に算入する。

七、電業事業者がこの通達の日付の前日に収入すべきことが確定した下流増負担金につき、その収入すべきことが確定した日を含む事業年度において、規則第十二条(第四十五号)の規定の適用を受けなかったが、この通達の日付の日を含む事業年度までにおいてその適用があるものとして任額計算の計算をしたときは、

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

収入する下流増負担金の総額 × 個別の資産の取除率 / ダム等の取除率の平均値

八、電業事業者が下流増負担金を年賦分等により収入することとなる場合は、当該収入する金額のうち利息に相當する部分の金額については、各事業年度中に経過した期間に對する金額を当該事業年度の益金に算入する。

九、電業事業者がこの通達の日付の前日に収入すべきことが確定した下流増負担金につき、その収入すべきことが確定した日を含む事業年度において、規則第十二条(第四十五号)の規定の適用を受けなかったが、この通達の日付の日を含む事業年度までにおいてその適用があるものとして任額計算の計算をしたときは、

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

収入する下流増負担金の総額 × 個別の資産の取除率 / ダム等の取除率の平均値

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額

× 直前のダム等の帳簿上の金額の取除率

と仮定した場合にダム等に帳簿額として計上することができない金額の取除率

これを認む。この場合においてダム等に付けることができず帳簿額は次の算式によつて計算した金額を下らない金額とする。

算式

下流増負担金を収入する日を含む事業年度に於ける帳簿上の金額